

仕様書

1 件名

平成 29 年度アジア市場向け東京ガイドパンフレット制作業務委託

2 目的・事業概要

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）は、アジアからの旅行者誘致を強化し、東京訪問への意識喚起、また滞在中の利便性向上を図るため、旅行会社及び旅行者が求める情報を掲載した東京ガイドパンフレットを作成する。

尚、今年度の制作にあたっては、昨年度制作した一連のアジア市場向け東京ガイドパンフレット（以下、アジアパンフレット）の一部流用を基本としており、各版の納期に注意しつつ、そこに新たな追加要素を加え完成させる形とする。

言語	対象国/地域	納期
① タイ語	タイ	7 月末
② ベトナム語（新規）	ベトナム	8 月中旬
③ インドネシア語（新規）	インドネシア	9 月中旬
④ 中国語（繁体字）	台湾、香港	10 月初旬
⑤ 英語	シンガポール、マレーシア	1 月中旬
⑥ 中国語（簡体字）	中国	1 月末
⑦ 韓国語	韓国	1 月末

<作成の基本的考え方>

新規のベトナム語、インドネシア語版については、それぞれタイ語、英語版をベースに市場の特性も加味しつつ内容を提案、翻訳及び制作を行う。それ以外の言語は、平成 28 年度に制作したアジアパンフレットの情報を流用しつつ、その他情報を充実させる等、一部改訂を行う。

3 履行期限

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 全体運営

(1) 実施コンセプト

東京都は、世界の旅行者に選ばれる旅行地としての「東京ブランド」の確立に向けて、別紙 1「東京のブランディング戦略会議及び報告書（概要）」の通り、ブランドコンセプトを定め、「東京のブランディング戦略」を策定した。

本パンフレットの作成業務においても、これに基づき「良質・こだわり志向層」、「今どきライフスタイル追求層」を特に意識し、かつ「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街。」をコンセプトとして実施にあたること。

※「東京のブランディング戦略」については、下記を参照すること。

(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2015/03/70p3v200.htm>)

(2) 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確化すること。

(3) 進捗状況の管理

パンフレット制作、校正、印刷、納品等、全体スケジュールを策定し提案すること。また履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、TCVB とよく協議、調整をしながら業務を進行すること。

5 委託内容

(1) 企画・編集等

ア パンフレットは、英語、タイ語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語、ベトナム語、インドネシア語の 7 言語で企画・編集・制作すること。

なお、新規の原稿は日本語で確認を行った後に翻訳する。

イ 企画・編集にあたっては、シンガポール、マレーシア、タイ、中国、台湾、香港、韓国、ベトナム、インドネシアの各市場における「良質・こだわり志向層」「今どきライフスタイル追求層」の 20 代～30 代の男女を主なターゲットにした東京の旬な情報を取り上げること。

ウ 制作にあたっては、別紙 2 「印刷物作成仕様書」の仕様に従うこと。

エ 既存の内容を流用する部分は、誤りがないか、最新の情報となっているかを確認の上、使用すること。

(2) 制作

ア デザイン、レイアウト等

(ア) 翻訳原稿をレイアウトに反映させる場合は適宜イラストや写真のサイズ、配置を工夫し、余白や全体のバランスを整えること。

(イ) 全体を通じて整合性をとること。また、大文字・小文字等の表記も含めて、用語（特に固有名詞）の統一をはかること。

(ウ) 東京都が発表した「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針東京都版対訳表」通りに翻訳校正を行うこと。

(エ) 表紙のデザイン及びレイアウトを提案すること。なお、表紙デザインはシンガポール・マレーシア版で同一デザイン・レイアウト、中国・台湾・香港・タイ・ベトナム・インドネシア版で同一デザイン・レイアウトとすること。

(オ) 渋谷スクランブル交差点を効果的に発信できるような画像をパンフ内に盛り込むこと。

(カ) その他、変更の必要等が生じた場合には、TCVB と協議、調整を行うこと。

(キ) デザイン、レイアウト等については、東京ブランドのデザイン全般を担うクリエイティブディレクターの監修を受けて決定する。

イ 台割（構成）・原稿制作

(ア) 平成 28 年度作成「アジアパンフレット」を基に台割（構成）及び原稿を

東京の旬な情報を提供できるように提案・制作すること。提案・制作にあたっては、台割（構成）及び構成要素・変更箇所一覧の案を制作し、随時内容について TCVB と協議した上で、承認を得ること。尚、今回は既存の内容を一部流用する為、台割の一部についても事前に提示する。（別紙 3）

- (イ) 東京都が 2017 年 4 月に発表したアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」について、28 年度版の「&TOKYO」ロゴとの差し替えを行う。内容については受託決定後、TCVB から指定する予定。アイコンとキャッチフレーズについては、下記を参照すること。
(<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07.html>)
- (ロ) 最新情報/イベントガイドページの情報アップデート、その他改善提案等がある場合は、各言語版の納期を鑑み適宜提案、対応のこと。
- (ハ) 現行の広域連携紹介ページについては、多摩島しょのスポット情報、東京都観光ボランティア（おもてなし東京）情報、交通パス情報などと一部差替えを行う。交通パス情報（1 ページ分）については内容を提案すること。（交通パス情報以外については受託決定後、TCVB と内容を協議の上必要に応じてレイアウトを提案、翻訳などを行う。）
- (ニ) ベトナム語版、インドネシア語版は、市場特性に配慮した内容を提案すること。（既にある他言語のデータを流用することでも構わないが、納期、予算上可能であれば新規提案も盛り込むこと。）
- (ホ) 新規に制作する原稿は日本語で制作し、TCVB の承認を得ること。
- (ヘ) 承認を得た日本語の原稿について、それぞれの言語に翻訳すること。なお、翻訳は全て受託者の責任において行い、ネイティブチェックを行うこと。
- (ヘ) 原稿の制作にあたっては、全てのページについて、掲載事項（エリア、施設、イベント、項目、URL 等）に関連する情報及び写真を収集した上で、最新かつ最適な文章の提案を行うこと。
- (ヘ) 原則、写真の入手は受託者が行い写真入手にかかる費用も本見積もりに含めること。
- (コ) 原稿の制作にあたっては、流用する情報を含め各施設に掲載内容（施設名称・営業時間・URL・一時的休館情報など）の情報確認（ファクトチェック）を行った上で行うこと。またそのコンタクトリストを委託完了後に TCVB に提出すること。
- (ク) ファクトチェックの実施にあたり、当該情報が掲載できない事由が生じた場合は、別の掲載項目を提案し、TCVB の承認を得た上で再度ファクトチェックを行うこと。

ウ デジタルパンフレット化とその頒布

- (ア) 掲載する内容（原稿、写真、イラスト、地図等）及び本パンフレットは、東京の観光に資することを目的として、「デジタルパンフレット

ギャラリー」(<http://www.gotokyo.org/book/?la=en>)に掲載する予定であり、掲載施設等への許可申請及び写真入手の際には、これを前提に予め許可を得ておくこと。

- (イ) 上記デジタルパンフレット化の費用を見込むこと。
- (ロ) 昨今の旅行者のパソコン・スマホ等からの情報収集の重要性を鑑み、デジタルパンフレットギャラリー以外で、デジタルパンフレットまたはアプリ化した内容の告知・頒布方法について各国/地域ごとに見積もり、提案すること。掲載（配信）期間は平成30年3月31日までもしくはそれ以降とする。当該電子媒体の掲載や配信、ダウンロード数等の実績は、定量的な数字と共にTCVBに報告を行うこと。但し、ベトナム語、インドネシア語、中国語（簡体字）は提案、見積もりの対象外とする。

エ 校正

- (ア) TCVB への校正原稿の提出は、MS Word 原稿を日本語で2回、現地語で1回、レイアウトは現地語で1回の合計4回程度とする。
- (イ) 色校正はデジタルコンセンサス等、原則色見本の出力によって1回とする。
- (ロ) 原稿の校正を綿密に行うこと。特に名称、電話番号、所在地、マップ等、事実関係については、より厳密な校正を行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

(3) 広告

- ア 台割で指定したページに広告掲載を行うこと。抜粋版にも広告は掲載する。
- イ 広告募集は原則 TCVB が行い、広告主を決定する。その後の入稿は広告主と直接行うこと。場合により、広告主の原稿の翻訳、構成を行うこともあるが、その場合は直接広告主と調整や手続きを行うこと。

(4) 印刷

別紙2「印刷物作成仕様書」の内容に基づき、
英語 2,000部、タイ語 1,000部、中国語（簡体字）5,000部、中国（繁体字）4,000部、韓国語 3,000部、ベトナム語 500部、インドネシア語 500部を印刷する。
また、一部内容を抜粋した A5 版中綴じ 20P または 16P についても、
英語 5,000部、タイ語 3,000部、中国語（簡体字）3,000部、中国語（繁体字）4,000部、韓国語 2,000部、ベトナム語 1,000部、インドネシア語 2,000部を印刷する。

(5) 納品

下記の通り、TCVB の指示に従い確実に納品すること。

ア 納品期限

① パンフレット（印刷物）

上述の各版の納期に応じた TCVB が別途指定する日

② 電子媒体（アプリ等）

掲載（配信）期間は随時パンフレットのデータが完成したものから手続きを行い、掲載（配信）の終了期限は平成 30 年 3 月 31 日もしくはそれ以降とする。

イ 納品場所

TCVB オフィス

〒162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 6 階

ウ 納品形式

(ア) 現物パンフレット

100 部ごとに区切り、目印等を設けること。一箱辺りの重さは 10kg 程度を目安とし、適切に梱包のうえ納品すること。

(イ) 制作パンフレットデータ

最終入稿データを以下の仕様で CD-ROM 又は DVD により 2 部納品すること。

A) 業務印刷向けトンボ付き pdf データ

B) 一般印刷向け仕上り pdf データ（トンボなし）

C) 編集可能なデータ（AdobeInDesign、AdobeIllustrator 等）

6 契約代金の支払い

受託者は前述 5(5)納品に際し、別紙 4「委託完了届」をもって TCVB の検査を受け、この後請求書を発行すること。TCVB は適法な請求書の受領から一ヶ月以内に受託者へ契約代金を支払うこととする。

7 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、翻訳業務、印刷業務等については、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により TCVB に報告するものとする。

8 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有

するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- (5) 上記(1)～(4)の規定は、7により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

9 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

10 個人情報の保護

別紙 5「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

11 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度 TCVB と別途協議の上処理すること。